



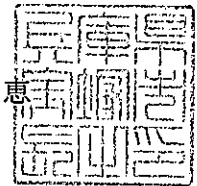
宝塚市告示第 83 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項及び同条第3項の規定により宝塚市指定金融機関及び宝塚市指定代理金融機関を令和3年7月1日付で、下記のとおり指定するので、同条第8項の規定によりその旨を告示する。

なお、令和2年(2020年)5月18日付宝塚市告示第98号は、令和3年6月30日限り廃止する。

令和3年(2021年) 5月18日

宝塚市長 山崎 晴 恵



記

- 1 宝塚市指定金融機関 株式会社 池田泉州銀行
- 2 宝塚市指定代理金融機関 株式会社 三井住友銀行

以上